

- 市民文化スポーツ局長
- 山内議員
- 市民文化スポーツ局長
- 山内議員
- 市民文化スポーツ局長
- 副市長
- 山内議員
- 市民文化スポーツ局長
- 副市長
- 山内議員
- 市民文化スポーツ局長
- 山内議員
- 議長
- 山内議員

山内涼成議員の一般質疑

みなさんこんにちは。日本共産党の山内涼成です。会派を代表して一般質疑を行います。

まず初めに加齢性難聴者の補聴器の購入費の補助を求めて質問します。

「最近、いよいよ耳が遠くなって、家族からも補聴器をつけたらといわれるがいざ購入しようと思っても値段が高くて手が出ない」こうした声をよく聞きます。

こうした声が広がり、多くの自治体でいま、加齢性難聴者への補聴器の購入費補助制度が大きく広がっています。

2021年時点では36自治体だったものが、数年で6倍以上の自治体に広がり、2024年1月時点で、238の自治体で実施されています。

その背景には、厚生労働省の令和2年度老人保健健康増進等事業として、PwCコンサルティング合同会社が「自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究」を行い、その「調査結果と提言」を出したことが大きく影響しています。

その提言とは、難聴高齢者が補聴器を使うことで聞こえを改善することが、介護予防や生活の質を維持するために重要であり、自治体が取り組みを強化すべきこととして、難聴高齢者を把握することと補聴器利用につなげる仕組みを整備することを具体的に述べたものです。

提言では、自治体として取り組み強化が求められることとして、1つ目に「難聴を早期に発見する仕組みを作ることが必要」とし、加齢性難聴は本人が気づかないうちに徐々に進行することが多いため、聴力検診や高齢者が集まる場所で、難聴高齢者を早期発見する仕組みの構築が急務と述べています。2つ目に「難聴が疑われたときに、医療機関への受診勧奨ができるように耳鼻咽喉科医との連携の仕組みを整えること」と述べ、財政的な余裕があれば、高齢者全

年齢層を対象とした聴力検診を行い医療機関とつなぐこととしています。3つ目に、「受診勧奨から適切な補聴器利用のために、補聴器相談医や認定補聴器技能者の周知を図ること」、4つ目に「補聴器装用後、装用を継続するために難聴高齢者のフォローを行うこと」、5つ目に、「難聴高齢者への戦略的な支援スキームの検討が必要」と述べています。

要するに、自治体として取り組むこととして、補聴器相談医や認定補聴器技能者の存在の周知を図ること、装着し続けることでの利便性を実感するためのフォローアップ、補聴器装用に関する一般市民への啓発など取り組みの強化の検討を行うよう求めています。そして、一体的な支援ができる体制整備や部署横断的な体制構築が重要であると提言しているわけです。

本市が抱える高齢化の問題に正面から向き合い、介護予防のための第1歩として、補聴器購入助成に踏み出すべきではないでしょうか。見解を伺います。……①

次に、子供たちの健康を守り、環境にやさしい学校の断熱化を求めて提案します。

本市の公立小中学校普通教室の冷房設置率は100%です。ところが昨今の酷暑の中で最上階の教室だけが異常に暑いと先生や子どもたちから声が上がっています。いま、断熱の技術は格段に進み、改修工事によって十分な効果が得られるようになってきました。

東京大学大学院工学系研究科建築学専攻准教授の前真之さんの研究によると、気温38.2度の日に、校舎の屋上表面温度を計測すると、45度になっていました。屋上から階下の教室に熱が伝わり、教室の天井表面温度は42度です。エアコンはフル稼働で10度の冷風を出し続けるものの、室温はなかなか下がらず、文部科学省・学校環境衛生基準の28度以下にはなりませんでした。

さいたま市のある小学校の最上階の教室で、断熱工事が行われました。改修資金はインターネットで寄付を募り、“断熱の効果を体感し、その大切さを理解するきっかけにしてほしい”と、工務店に加え保護者や子ども、教員や他校のPTAも参加するワークショップ形式で取り組まれました。

工事は、天井裏にグラスウールを詰め、壁は廊下側を含めすべて発泡スチロール製の断熱材を設置し、木目板で覆い、窓は内側にアルミホイルを貼った板で遮熱しました。

施工後、冷房をつけると室温はすぐに下がり始め、天井の温度も室温とほぼ同じになります。夏休み明け、子どもたちからは「教室が前はモワツとしてたけど、今はキーンと冷えてとっても涼しくなった」「授業に集中できるようになった」など喜びの感想が寄せられたとのこと。

教室の断熱工事は、地域の工務店ででき、費用は1教室100万から150万円ほどとのことです。まずは小中学校の最上階の教室がどれくらい利用されているかの調査をし、その中で温度の下がらない教室の断熱工事を含めた環境改善を図るべきです。見解を伺います。……②

次に、旧門司駅舎跡関連遺構について伺います。

本市が進める公共施設マネジメントのモデル事業として、門司港地域複合公共施設整備事業

を進める中、先般、現門司港駅東側の建設用地内で発掘調査が行われ、旧門司駅舎跡関連施設の基礎を示す様々な地下遺構が見つかりました。

1891年の開業から間もない頃の構内図に照らしても、寸分違わない位置に機関車庫のコンクリート基礎と、その上に積まれた赤レンガ外壁や、開業当時の駅舎の外郭をめぐる石垣とそれに重複する形で築かれた2代目駅舎時代の倉庫土台石垣、また使用燃料廃棄場とみられる石炭ガラの集積も見付き、まさに往時の九州の鉄道の起点駅の姿をほうふつとさせる貴重な発見となりました。

また、明治中期の埋め立て以前の海岸線を示す石積みや、古墳時代から平安時代の陶磁器や瓦の破片も出土しました。これらは門司港開設以前の海峡沿岸の門司の状況や鉄道敷設の最初期の工事の様相などの歴史を物語るものであり、八幡製鉄所の遺構と並ぶ鉄道における本市の近代化遺産です。

本市は、この遺構発掘を受け、文献調査と専門家からの聞き取りにより、遺構の保存活用の是非を判断する方針を示し、武内市長も1月11日の定例記者会見で「専門家の皆さんの意見をしっかり聞いて適宜適切に判断していきたい」と話しました。

1月25日の建設・建築委員会で、「門司港地域複合公共施設の建設予定地において、出土した旧門司駅舎跡の鉄道遺構の取り扱い方針、及びそれに伴う門司港地域複合公共施設整備事業の今後の進め方について」の報告が行われました。

報告は、同時並行して行われた市長の記者会見の内容と同様に、遺構の一部を切り出し門司港駅周辺に移築するというものでした。

今後のスケジュールについては、遺構の切り出し完了後に建設工事に着手し、令和9年度中の供用開始を目指すとしています。

そこで、1点目に、平成30年に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されました。

その趣旨として、「過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。」とされています。

要するに、「文化財は残しなさい」そして「活用」することを重んじていますが、遺構を核としたまちづくりについてどのような議論があったのか。答弁を求めます。……③

2点目に、文化財保存の原則は、十分な歴史・建築、土木・科学的価値の評価を行うことですが、当然価値評価には時間がかかるものですが、今回の移築保存計画はだれがどのように価値評価をして決断したものか。答弁を求めます。……④

3点目に、法改正の趣旨に照らして遺構の現地保存を優先するならば、2案が想定されます。1案は複合公共施設を別の場所に移すこと。2案は、複合公共施設の設計を変更して共存することです。この2案についてのシミュレーションがされたのか。また、他都市では設計変更して遺構の保存を実現している例が多々あります。

例えば、長崎市のサント・ドミンゴ教会遺構は、小学校の建て替え時に発見され、現在は桜町小学校の敷地内に資料館として保存されています。同じく津屋崎小学校の改築工事の際に発見された在自唐坊跡(あらじとうぼうあと)は現在、南校舎の1階部分に併設され保存されています。このような事例を調査・研究されたのか。併せて答弁を求めます。…⑤

4点目に、この間の拙速な結論では、遺構の重要性の周知、まちづくりへの貢献を担う市民への周知が全くされていません。市民への丁寧な説明を行うためには、遺構の専門家の意見を集約した学術的根拠に基づいた調査報告が必要です。そのためにも専門家委員会の設置を求め、見解を伺います。…⑥

最後に公営交通(以下、市営バス)の役割について伺います。

北九州市営バスは、1929年(昭和4年)に若松市により若松市交通局として発足し、1963年の5市合併により発足した北九州市へ交通局が引き継がれました。

こうした歴史的経緯から、北九州市が直接運営する地方公営企業ではあるもののその事業エリアは若松区とその周辺部が中心で、それ以外の市内のバス事業は主に西鉄バス北九州が運行しています。

市営バスの利用者は、昭和40年代をピークに年々減少しましたが、ICカードの導入などで下げ止まり傾向で推移していました。しかし、新型コロナの影響で再び利用者は減少し、現在もその影響から脱するに至っていません。

市営バスといえども独立採算制の中での事業の厳しさは常に存続の危機に直結し、全国的にも市営バス事業は「その役割は終わった」「民間でできることは民間で」との掛け声の中で市場に投げ出され、民間譲渡や事業廃止に追い込まれました。

本市の市営バス事業も決して例外ではなく、市営バスつぶしの圧力がかかりました。毎年のように徹底した経費削減の検討が行われ、もう搾れるところはないという段階では、職員給料を10%カットし独自の給料表を作りました。なぜ職員が一丸となっていわゆる合理化に耐え続けてきたのか、それは「市営バスが必要とされる時代が必ず来る、それまでは耐えていこう」という事業存続への強い意志があったからです。

そして現在、利用者はコロナ禍以前にいまだに戻らず、2024年問題を目前にしてさらなる運転手不足が懸念される状況は、民間事業者も同様です。運転手がいないことを理由に路線の廃止や減便が行われれば、さらなる利用者の減少となり、負のサイクルを生み出します。市営、そして民間も含め、市内のバス運転手不足の原因がどこにあるのか、また、交通政策の一環として、最大の課題である運転手の確保をどのように図ろうとしているのか。見解を伺います。…⑦

2点目に、これまで市営バスは大きな災害が発生した被災地に職員の輸送業務などで大きく貢献してきました。1995年の阪神淡路大震災では、市営バス職員が提起し市職員派遣が続け

られました。寒さの中での活動でバス車内が職員の休憩場所となりました。この活動がボランティア休暇制度ができるきっかけとなりました。また、神戸市交通局では、発災当初、営業所を開放しバスを一時避難所として提供し、避難者の命をつなぎました。2011年東日本大震災では、津波、原子力発電所の事故などで被災地は広範囲に及びました。この時も本市から釜石市を中心に貸し切りバスで職員を輸送しています。また、周辺自治体の公営バス事業者も首都圏の交通網が寸断する中で、終夜バスを運行し、徒歩帰宅者にバスを休憩所として開放するなど公営バスとしての役割を果たしました。

今年、能登半島地震を経験し、今後、いつどこで大規模な災害が発生してもおかしくない中で、市営バスの果たす役割をフル回転させなければなりません。

そこで、北九州市地域防災計画を、市内全域を視野に入れた災害発生時の主要な拠点を結ぶなどの運行計画、及び市営バスの輸送力を活用した内容に修正することが必要です。見解を伺います。……⑧

山内涼成議員の一般質疑 答弁と再質問

[公営交通の役割について]

■市長

まず、私から、公営交通の役割について、バス運転手不足の原因や運転手確保をどのように図ろうとしているかというお尋ねございました。

バス運転手、者の現状でございますが、公共事業、公共交通事業者は、利用者の減少や燃料価格の高騰に加え、運転者不足など、厳しい経営環境にあるわけでございます。

その中で、バス運転者については、北九州市では必要人員に比べ約1割不足しているという、交通局8.8パーセント、西鉄バスさんでも7.6パーセント、約1割不足し、高齢化も進んでいる状況と聞いており、また、今年4月からは、労働時間の制限によりさらに不足することが懸念されるなど、事業の存続に関わる喫緊の課題と考えております。

この原因でありますけれども、運転者不足の主な原因としては、大型自動車第2種免許といった特別の資格が必要なことに加えまして、長時間労働や低賃金など労働環境が多産業に比べ厳しいというイメージがあり、若者や女性などの就業先として選択されにくいというようなことが指摘されてるところでございます。

このため、交通事業者は、1つは、若者や女性をターゲットに動画等を活用した募集、2つ目に、採用者への大型2種免許取得費の支援、これを行うとともに、第3には、ダイヤ等の見直しによる勤務時間の短縮などに取り組むこととしております。

また、北九州市としても、若者の職業観を醸成をする夢未来ワークや女性の就職支援を行うウーマンワークカフェ北九州でPRの場を提供するなど、積極的に協力をしているところでございます。

さらに、福岡県や北九州市など行政機関や学識経験者、交通事業者などで構成をします福岡県地域公共交通運転手不足問題検討会議が令和5年の11月に立ち上げられまして、運転者確保に向けた総合的な検討を行っているところであります。

この中で、バス事業の魅力発信や若者、女性の活用、職場環境の改善などを議論しておりまして、北九州市でも、今後示される具体的な対策の中で行政として必要な協力を図ってまいります。

公共交通を持続可能なものとするためにも、運転者の確保は重要でございます。引き続き、関係者と連携しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

そして、もう1つ、地域防災計画について、内容の修正をというお尋ねがございました。

まず、北九州市の公営バスの活用でございますけれども、北九州市では、輪島市の家屋被害認定調査を行うため、1月20日から本日までに延べ170名の市の職員を派遣しております。北九州市から現地への移動はもとより、富山県氷見市の宿泊拠点から約3時間かかる輪島市までの移送業務に交通局のバスを派遣しており、公営交通として被災地支援にも貢献しているところでございます。

北九州市地域防災計画では、災害対策本部が設置をされた場合、被災者の移送や物資の輸送などを所管する交通部の役割を北九州市交通局が中心となって担うこととなっております。

災害時には、まず、交通局が保有する車両等を使用し、1つに被災者の移送、2つ目に災害応急対策及び救助活動に従事する方々の移送、3つ目に災害対策物資、資材の輸送を行うことが定められているところでございます。

従いまして、議員ご質問の市内の主要な拠点を結ぶバスの運行や市営バスの輸送力を活用する災害支援業務につきましては、現行の地域防災計画に基づき、被災の状況を踏まえながら柔軟に対応することができるものと考えております。

さらに、一時的な避難場所、EVバスによる電源の供給、ドライブレコーダーによる現場画像の提供といった市営バスの活用方法についても交通局と協議してまいります。大規模災害が発生した際には、被災者や物資等の輸送において交通局の果たす役割は大きなものがあり、その能力をしっかりと発揮できるように日頃から準備を怠らないようにすることが重要であると考えております。私からは以上です。残りは関係局長等からご答弁します。

[補聴器購入助成制度の創設について]

■保健福祉局長

私からは、補聴器助成制度の創設につきまして、介護予防のための第1歩として、補聴器購入助成に踏み出すべきとのご質問にお答えいたします。

年齢の進行とともに聴覚の機能が低下する加齢性難聴は、聞こえにくさから人とのコミュニケーションが難しくなり、社会的孤立や鬱、認知機能の低下の要因になるものと承知しております。

北九州市では、これまで、難聴を抱えた方を含めたすべての高齢者を対象に、地域交流型デイサービスや地域でゴーゴー健康づくり、高齢者サロンなど身近な場所での通いの場や居場所づくりの社会参加を通じた認知症や介護の予防に取り組んできました。

また、そのような場作りの中で、フレイル予防啓発するため、専門職を派遣し、個別相談や運動指導を行っておりまして、その中で、聞こえに支障がある人には医療機関への受診をおすすめしているところでございます。さらに、地域包括支援センターにおいても、難聴の相談があった場合には、医療機関の受診や補聴器の装着を促しているところでございます。

一方、国におきましては、補聴器の適切な利用に向け、補聴器販売者の技能向上研修や補聴器フィッティングの手引きによる周知等を実施しております。さらに、今年度、難聴高齢者の早期発見、早期介入につなげるための課題分析調査に着手するなど、研究が継続されている状況でございます。

加齢による衰えは、耳の機能だけでなく、目、膝、腰など多岐に渡るものでございます。このため、身体機能の低下に対応した公的支援のあり方につきましては、その方法や効果についてしっかりと見極める必要があると考えております。

こうしたことから、加齢性難聴の補助制度の創設につきましては、本市独自の助成は考えておりませんが、今後とも引き続き国の動向を注視するとともに、他の自治体の状況等について情報収集してまいりたいと考えております。私からは以上です。

[普通教室の断熱化について]

■教育長

私からは、学校の普通教室の断熱化について、小中学校の最上階の教室の利用調査をして、温度の下がらない教室の断熱工事を含めた環境改善を図ってはどうかというご質問に対して、お答えをいたします。

まず、最上階の教室の使用状況でございます。教育委員会では、毎年度、市立学校にかけます教室の使用状況調査を行っております。

最上階には、現在、全部の私立学校合わせまして 2148 室ございます。このうち、普通教室としては 823 室、特別教室としては 1076 室、合計で 1899 室を使用しております。

安全で快適な学習環境の整備は、子どもたちにとって大変重要であると考えております。特に、夏の熱中症の防止には教室の断熱化は有効でございます。

このために、平成 27 年度から、新築工事を行う学校を対象に屋上の断熱化を行っております。加えまして、平成 30 年度からは、大規模改修と合わせて、屋上面に断熱材を敷いて、その上から防水シートを施行するなど、屋上の断熱化に取り組んでいるところでございます。

これまで 21 校の屋上を断熱化しておりまして、来年度は 3 校着手する予定としております。さらにまた、令和 3 年度からは、大規模改修の工事内容を見直しまして、さらなる室内環境改善等を目的といたしまして、外部に面する窓には断熱性能を有するフィルムを貼るとともに、試験的に一部の学校の普通教室に内窓を設置しております。

また、断熱化されていない学校におきましても、サーキュレーターと扇風機を併用いたしまして教室内の空気を循環させるとともに、エアコンの設定温度を下げるなどによりまして適切な室温の維持に努めているところでございます。

ご提案の最上階の教室の断熱化についてですが、冷房にかかるエネルギーの省力化等に資するものでございますが、断熱工事を行う場合に、全部の教室の改修をするには約 47 億円と多額の費用が必要となります。

このために、老朽化対策をはじめといたしまして、特別教室の空調設置、またトイレの洋式化、さらにバリアフリー化など、施設整備全体の中で優先度等を勘案しながら取り組みを考えてまいりたいと思っております。私から以上でございます。

[遺構について]

■建築都市局長

私の方からは、門司港から出土した遺構についてのうち、遺構を核としたまちづくりについてどのような議論がなされたのか。移築保存計画は、誰がどのような価値評価をして決断したのか。複合公共施設を別の場所に移すこと、設計を変更して遺構と共存するシミュレーションはしたのか。他都市での事例を調査研究したのか、の3つの質問にまとめてご答弁申し上げます。

門司港地域複合公共施設整備事業は、公共施設マネジメント実行計画のモデルプロジェクトとして、構想段階から、用地の選定や建設計画などについて、自治会や施設利用団体などからの意見聴取を始め、市民との対話を重ね、コンセンサスを得ながら丁寧に進めてまいりました。

この建設予定地において発掘された遺構につきましては、明治時代の鉄道関連遺構の平面形態や基礎構造を知る上で、少なくとも県内では事例のないもの、門司地区の発展の歴史を示すものであると考えられます。このため、北九州市として、遺構の取り扱いと施設整備のあり方について、門司地区のまちづくりも踏まえ、さまざまな視点から検討に着手をいたしました。

こうした中、この遺構について、市文化財保護審議会審議委員などの専門家から、現地で全面保存すべき、建設予定の建物と遺構との共存を図る努力が必要、どうしても遺構を残すことが難しいということであれば、遺構の一部、移築保存を行うことも考えられるといった様々な意見を伺ってきました。

また、検討の過程では、ご指摘の他市の事例調査も含め、建設用地や設計変更の可能性などについての検討を行いました。この事業の建設用地につきましては、平成26年から検討を開始し、市民アンケートや敷地の規模、形状、利便性、まちづくりといった視点からの市民との意見交換を重ね、4年の歳月をかけ絞り込み決定したものであり、他に建設用地の適地を見出すことは困難でございます。

また、設計変更につきましては、遺構と整備予定の施設の位置関係から考えると、仮に現地に一部遺構を残す場合、抜本的な事業計画の見直しは避けられず、最低でもこれまで設計に要した3年間の期間、5億円の費用と同程度が必要になると考えられます。その際、他都市の事例調査も、ご指摘の長崎市のサンドミンゴ教会跡や福津市の在自唐坊跡に加えまして、糸島市の潤地頭給遺跡や長崎市の小島養生所跡など幅広く行ったところでございますが、いずれも出土した遺構が元々の施設の設計に大きな影響を与えず、抜本的に事業計画を見直すことなく遺構の一部を現地保存できた事例であったと考えております。

一方、門司港地域複合公共施設整備事業につきましては、地域住民の方々から、今の施設は老朽化しており使い勝手が悪い、特に高齢者からは、バリアフリー対応が十分でない、早く耐震化し安全な建物にしてほしいなど、新しい複合公共施設の完成を待ち望んでいる多くの意見をいただいております。地域の期待が大きい事業であると認識をしております。このため、北九州市といたしましては、老朽化した公共施設に不便や不安な思いをされている市民の期待に一刻も早く答えなければならないものと考えております。

こうしたことから、北九州市といたしましては、安全や利便性を求める地域の期待に的確かつ迅速に応えるとともに、遺構の保存という声にも配慮した結果、遺構につきましては、記録を保存するとともに、土木技術がうかがえる一部を移築保存する門司港地域複合公共施設につきましては、遺構の移築を置いたのちに速やかに工事に着手することといたしました。

なお、一部移築、保存する意向につきましては、門司港地区のまちづくりに寄与する形で展示、公開していくことを検討しているところでございます。私からの答弁は以上でございます。

■市民文化スポーツ局長

最後に、私から、門司港から出土した遺構について、学術的根拠に基づいた調査報告が必要であるため、専門家委員会の設置を求め、見解を伺うというお尋ねにお答えいたします。

門司港地域複合公共施設の整備に伴う今回の発掘調査は、昨年11月末で末までで終了し、旧門司駅舎の関連施設である機関車庫や倉庫の基礎、また、旧門司駅舎の外側の石垣などを確認いたしました。調査にあたりましては、測量や3D計測など、丁寧な記録保存作業を行ったものでございます。

この遺構を広く市民の皆様にご覧いただくため、発掘調査終盤の11月19日には、学芸員の開設による現地説明会を開催し、市民の方々や研究者の方々など約200人の方に見学をいただきました。また、専門家や学識経験者の方々などにもご視察いただき、延べ35人が見学を行っていただきました。

同時に、この遺構に対しましては、鉄道遺構の専門家をはじめ、北九州市文化財保護審議会の委員の方々、また様々な学会や団体の方々から要望書を通じて様々なご意見をいただいております。

一方で、複合公共施設整備事業は、集約施設の選定から整備場所等について市民と議会の皆様のご理解を得ながら丁寧に進めてきたこと、また、建築から60年から90年以上経過した老朽化施設を市民の皆様にご利用いただいているという現状を鑑み、一刻も早く建設に取り掛かるべきとの考えております。

北九州市といたしましては、複合公共施設の完成を待ち望んでいる地元市民の皆様の思い、老朽化した施設を利用されている市民の方々の安全安心や利便性の向上、そして遺構を大切に保存してほしいと思われている方々の要望を踏まえ、総合的な判断として複合公共施設の整備を進め、遺構は移築保存とすることとしたわけでございます。

このように適切に検討を進めてきたところでありまして、ご指摘の学術的根拠に基づいた価値の評価を行うための専門家委員会を作ることは考えておりません。私から以上です。

【第2質問】

〔遺構について〕

○山内議員

はい。答弁ありがとうございます。まず、旧門司駅舎跡の遺構について、再度質問をさせていただきます。

文化財保護法、この趣旨に照らして、残して活用するというのが大前提であります。本来、遺構が発見されれば速やかに専門家の指示を仰いで報告を行うべきであると私は考えます。

国の史跡の指定の手順、これは調査をして価値を判断する、いわゆる価値付けをしたら、県の教育委員会と相談をして文化庁に具申する、こうした流れになっているわけでありまして。

市長は専門家の意見を聞いて判断したいとして意見を聞いたわけでありますけれども、それは遺構の価値付けをするために意見を聞いたのではないですか、伺います。

■市民文化スポーツ局長

史跡指定の手続きにつきましてはおっしゃる通りだと思います。今回の案件につきましては、複合公共施設の建設ということに際しまして、試掘調査を行って、そこから、さらに発掘調査を行って、そして、丁寧な記録保存っていうのは、先ほど答弁を差し上げた通りですけども、行ったというものでございます。

開発に伴うもので、現状残せない、難しいっていうものに関しては、記録調査を行って、しっかり行ってっていうところが、これまでの流れであるわけです。

ただ、色々な、やっぱり、専門の方、それを専門に研究されてる方っていうの意見も、聞くべきと思って、審議会のメンバーの方々とか、あるいは鉄道遺構の専門の方々を一研究者として、ご意見を伺ったということでございます。

で、問題は、そこから先に行くにあたっては、まず、複合公共施設の建設地であるということ、したがって、そのまず記録調査を行った後のことについては、その兼ね合い、両方の、解を満たさなければいけないということなので、様々な協議を行ってきたと。行った結果、先ほど建築都市局長が答弁しましたけれども、総合的な判断ということで複合公共施設を整備するという結論に至ったというものでございます。

したがって、現地はその全面保存ということがなかなか難しいってことで、価値付けに至っていないというのが現状でございます。以上です。

○山内議員

少しね、私、ちょっと門司港の複合公共施設とはちょっと離れて、離れた議論を第2質問にしたいと思うんです。遺構についてのお話をさせてください。

で、手続きはこれで間違っていないということでありますけれども、ということはですね、専門家のお話を聞いて価値付けというものがされない以上は、現地保存の可能性はもうこの時点でないわけですよ。それはそれでよろしいですか。

■市民文化スポーツ局長

現状では、市の方針として、現地、全て、全面、現地保存、全面保存も含めて、現地に保存するというのは難しいという状況です。以上です。

○山内議員

はい。12月の段階で県に対して報告したということになっておりますけれども、その内容と中身についてお知らせください。

■市民文化スポーツ局長

12月の初旬の県への連絡に関しましては、口頭で、鉄道遺構の発見と、発掘調査の終了、11月いっぱいまでで発掘調査が終了いたしますので、その報告をしたという風に報告をわかっています。以上です。

○山内議員

はい。これね、県の担当者によるとね、新聞記事と、それでその場で説明をされた資料が送られてきただけだということだったんです。とてもじゃないけれども、これは価値付けできるほどの資料ではあり得ないということなんです。

それで、これを送ったことによって、県の担当者、これが現地を何度か訪れていますけれども、その後、教育委員会との協議はされたのでしょうか。県の教育委員会との協議はされたのでしょうか。

■市民文化スポーツ局長

12月の段階では、いわゆる調査は終わりました。あと、その開発の予定がございましたので、その開発と、出てきたこの遺構をどうするかというような協議を、まだしている真っ最中だったということでございます。

で、それ以降の県とのやり取りに関しては、市の内部で色々な調整をやっていたので、その間、翌年の1月までは県とのやり取りっていうのは行っていません。以上です。

○山内議員

はい。この時点で県は国史跡の可能性、これを十分認識をしていたという風に思われますけれども、なぜ本市は県と相談をして文化庁への具申を検討しなかったのか、お答えください。

■市民文化スポーツ局長

一応、12月の初旬に県の方から口頭で文化庁の方に鉄道遺構の発見とそれから発掘調査の終了というのは、口頭ですけれども、挙げてもらっているということです。

先ほど、私が、すいません、12月の初旬に県に市から報告あげたって言って申し上げましたが、これは県から文化庁への報告でございました。訂正します。

県とはですね、10月、11月に、何度もやり取りをさせていただいております。県と、市とはですね。で、県から文化庁に関しては、12月の初旬に口頭で文化庁の方に挙げていただいているっていうことは聞いております。以上です。

○山内議員

文化庁に挙げた報告というのが新聞記事と説明資料だったという認識でよろしいでしょうか。

■市民文化スポーツ局長

県から文化庁にどのような資料が送ったかっていうのはちょっと手元にはないんですが、口頭で情報提供したということは聞いておりますので。ベースとなるのは口頭だったのではないかという風に思います。以上です。

○山内議員

いずれにしても、あの価値付けをされる資料ではなかったということにははっきりしているわけでありまして。で、私が資料要求をした県への報告文書でありますけれども、埋蔵文化財発掘調査終了届（報告）というものがあります。これが県の教育委員会に届けられたのはいつでしょうか。

■市民文化スポーツ局長

はい。えーっと、し、いわゆる、うー、調査書見を県に手渡しで提出したのが1月の25日でございます。以上です。

○山内議員

はい。1月25日というのはですね、市長が移築保存の方針を記者発表した日ですよ。方針が決まってから県に報告をしたという流れであります。また、12月22日付で北九州市の芸術文化振興財団の埋蔵文化財調査室の阿部一基氏の調査書見も添付をされているわけでありましてけれども、この内容については、価値付けの前提となる詳しい内容が記されているわけでありまして。

それが県の手に入ったのが1月25日、北九州市の方針決定後の決定と同時ということになります。この価値付けされるのをあえて避けているとしか私には思いません。

そしてもう1つ、最後の調査書見のまとめでは12月4日時点となっております。この文書については、いつ、誰が、何のために作成したものなのでしょうか。お答えください。

■市民文化スポーツ局長

えーっと、時系列で行きますと、今おっしゃった12月の4日は、学芸員からの所見が執筆時点の日にならざるを得ないと思われまして、で、12月の22日に、その調査所見は、いわゆる本庁の文化担当のところに提出をされております。

で、最終的にその遺構の取り扱いの方針というのは、先ほども答弁で出てきておりますけれども、複合公共施設を建築する。で、そうすると、その、おー、そのまま前面に、その現地には、残せない、であればなんとかできないか、いろんな要望もあるのでなんとかできないかという中で、一部だけでも現物を切り出すことができないか、そういう調整をしながら方針が決まって発表したのが1月の25日ということでございます。

で、価値付けにつきましては、そういった意味では、我々の方で、例えばその史跡指定にすることができるような状況であれば、先ほどご紹介いただいたような手続きと、流れになると思うんですが、それ以前に、現地保存というところが、現状では、開発用地である、そこに重なっているということがありますので、基本的には記録保存で行かざるを得ない。

だけれども、今回は、いろんな要望をいただいたので、なんとか協議をして、なんとかでき、方法はないものかという協議を色々やっていて、最終的に1月の25日に方針を決めて発表したと、流れとしてはそういう流れになります。以上です。

○山内議員

はい。流れはそうかもしれません。でもね、根本に立ち返れば、普通の真面目な自治体であれば、真面目な自治体であれば、文化財保護に対してね、真面目な自治体であれば、これが出た段階できちんと史跡の認定に向けて動くはずなんですよ。で、それをあえてしなかったということなんですよ。

で、詳細な報告文書、これも記者発表するまでは伏せておいたわけですよ。少なくとも12月4日時点ではこの報告書、できていたわけですよ。で、1月25日に県に提出するまでの間、これは伏せられていたわけですよ。

じゃ、これ、誰が何のために作った、誰がというのはもう安倍さんっていうのはわかってますけれども、何のためにこの文書は作られたですか。はっきりお答えください。

■市民文化スポーツ局長

まず提出した日まで、あの一、25日の提出するまで、ま、持っていたというか、そういうことですが、あの一、先ほど申しあげました通り、公共交通、あこ、公共複合、公共施設を建設する、そうすると、い、公法上、3メーター掘らなきゃいけないっていうことなので、全部のけてしまわなければならない、そういうことで、え一、基本的には、え一、え一、全部なくなってしまう。

ただ、そこは、え一、これだけの、お一、要望、意見がある中で、なんとかできないかっていう協議をしている最中ですので、最終的な結論が、そういった意味では出てないうちに調査、素見が終了しましたっていうのを出すのは、それは、あの一、適切ではないだろうっていう考えのもとで、全ての方針が決まったところで、え一、提出したというものが、え一、我々の実情でございます。以上です。

○山内議員

はい。あの、どっちにしたってね、調査終わってないんですよ。全然終わってないでしょ。それは専門家の方も指摘をされてますよね。

で、私がさっき申しました真面目な自治体であればということなんですけども、これはね、2021年に国が早期に関与するという報道がされておりますよね。

これは、同じ鉄道遺構である8月に国史跡への指定が決まった高輪築堤、ここの貴重な遺跡が現地保存されずに失われる恐れがあった、こうした経緯を踏まえたものなんです。

ですから、この高輪築堤の状況と全く同じ、そして自分たちの都合ばかりを偏った議論をしているわけであるわけですよ。で、この真面目な自治体の考え方というのがなぜ本市ではできなかったんでしょうか。

■市民文化スポーツ局長

文化財だけの議論ではなくて、今回はきっちり建物と敷地とその下というようなところの事情があって、非常に難しい案件ではないかと思えます。建てるか、それともう一残すか、それは非常に難しい問題であって、先ほど建築都市局長が言いましたように、もう老朽化した、集約予定の老朽化した施設が、え一、60年から90年の施設も含めてあるわけで、そこが、ま、例えば耐震も、まだ、え一、保護されていないような施設がある中で、一刻も早くやっば整備をしなければいけないというような情報はあります。その上で、そうした事情も含めて、え一、総合的な判断をされた、建てるという判断をされたわけです。

その上で、また、じゃあしょうがないねっていう話ではなくて、せめて、え一、一部だけでも外に本物を出せないか、そしてそれを未来に繋げないかという努力は懸命にしたつもりです。

そういった形で今最終的な結論に至ったというもので、決して、え一、何か、え一、え、蔑ろにしているようなことはございませんし、え一、いろんな議論を深めて、そして最終的にそういうような、え一、顕著なところについては、え一、本物をなんとか残そうというようなことになったというのが、え一、実情でございます。以上です。

■副市長

すいません、あの、この議論に、あの市部局の担当副市長として私が関わり、県当局の副市長として片山副市長が関わり、色々検討を進めてまいりました。で、今あの議員の方から真面目な自治体であればというお話がございましたので、少し私の方から補足をさせていただきます。

で、議員の方から、調査はまだ終わってないんじゃないかというご発言がありました。で、それについて、あの、若干私今聞いておまして、試掘調査にかかる記録、保存のためのその記録、記録で、調査と記録、それと価値付けというのは、文化財の指定に向けてのプロセスがもうスタートする段階での価値付けの調査です。これは明確に違うものなので、調査が中途半端になっているということではなく、試掘にかかる調査報告をもう県には提出いたしました。

で、その中で、議員から、先ほど私はお褒めの言葉と承りましたが、価値付けにつながるような調査の記録であったと、そういうお声があの専門家の方からも一部出ているということは聞いております。ですから、その試掘にかかる調査記録についても学芸員はきちんと記録に残しているということです。なので、私どもはこれを使って、今後市民の方々にこの遺構の価値については、あの、公表して展示をしてお分かりいただけるような工夫を今後していくつもりでございます。

で、価値付けと議員がおっしゃっているものについては、文化財の指定に向けての調査のことを、一般的に言われてると思っております。これについては、市文局長それから建都局長が先ほどから繰り返しておりますように、やはりこの複合公共施設をどこに作るか、どういう建物を作るか、それについては、あの、私も企画調整局長の頃からこの議会で何度もご説明申し上げましたが、あの場所しか適地がないという判断をして、議会にもご理解をいただいているものと承知しております。

で、確かに遺構はその後の事象でございます。なので、私どもは一生懸命、施設の整備と遺構の共存ができないかということは本当に諸々検討をしました。

だが、その中でも、先ほどから局長たちが言っているように、どうしても集約される対象の施設が、まだ一部、あの現行の耐震基準を満たしていないような建物が残っております。

で、これにじゃあ多額のお金をかけて耐震のためのあの補修工事をするかということ、北九州市のこの財政状況を考えると、それはなかなか難しいこともございます。で、ここで立ち止まるってけ。調査をするっていうことは、イコール価値付けの調査につながり、それは文化財指定につながるための最初のプロセスの1歩ということで、これは、私どもはこの地でこの複合公共施設を作ろうと思ったら、残念ながら、残念ながらそれはなかなか難しいということで、そこには、あの、入れないと。

ですが、先ほどあの議員からもご紹介いただいたように、試掘の時の調査については質の高いものを残して今後活用してまいりたいと思っております。以上でございます。

○山内議員

はい。それはやっぱりね、複合公共施設を作らないかんといい大前提に立った議論であったという風に言わざるを得ません。で、それは総合的な判断の確かに1つではあったと思うんです。

でも、この、なんちゅうかな、えっと一、文化財保護法、この趣旨にね、則った時には残しなさいというのが大前提にあるはずなんです。で、これを通じて県の教育委員会と相

談をする。で、相談をする中で、私はね、史跡につなげていく必要があったんじゃないかなという思いがしてるわけです。

でね、この文書がもし方針決定前に県に報告されていけばですね、この後の対応も若干変わってきたんじゃないかなと思うんです。

で、私は、もうこれはね、もう意図的に価値付けを避けて、そして記者発表に合わせた、言われてもおかしくない、この時系列から言うとね、そう取られてしまうんじゃないかなと思います。で、これはもう初めから現地保存なしという結論あるきだと言わざるを得ないわけでありまして。

私はね。この文化財保護というものに関して、本当に、市がどういう対応していったのかということが問われているんだろうという風に思います。

それから、もう1点指摘したいのは、九州のてっぺんの門司港であります。ここから鉄道がどのように敷設をされていったのか、まさに門司港にふさわしいレトロな鉄道遺構の発見であります。このような貴重な遺構であることを、方針を決める1月25日以前に市民に対して説明をしたのかということについて答弁を願います。

■市民文化スポーツ局長

先ほど答弁もいたしました。現地視察会を11月の19日に行っておりまして、専門的な建築学芸員が解説をしながら、200名の方々に、お集まりいただいて、説明会というのを行いました。

それから、先ほど、県に事前に何も、あの一というような、えーし、県には相談をしてないという話だったんですが、えっと、10月から11月にかけて県による視察、現場視察ってというのは行われておりますので、その際、様々なコミュニケーションを図っております。以上です。

■副市長

あの、何度も大変申し訳ございませんが、もう一言、申し上げたいと思います。

議員おっしゃる通り、私どもの、北九州市の文化財保護条例にもありますが、文化財保護法を引用しますと、法の第3条に、やはり文化財についてはその保存を適切に行うべきということは確かに定められております。

でも、その法の第111条の方で、やはりその土地、いわゆる遺構を有する土地、そこを持っているその人たちの財産権、それからその他の公益との調整にも留意すべきという文言がございます。

私どもは、なので非常に、何度も申し上げておりますが、あの施設を使う方の安全性、それからバリアフリー等も含めたそういった利用者の方々の公益、それと文化財保護という非常に難しいその2つのポイントの中で厳しい判断をしないといけないという中で、決して文化財をおろそかにしたという、そういった考えではございません。

それから、あの、申し訳ございません、先ほどの答弁で私が試掘調査と申し上げましたが、それはあの発掘調査の間違いでございます。あの、申し訳ございません。

○山内議員

あの埋蔵文化財というのはね、出たらそういうもんなんです。必ず何かの建築に絡んでくるものなんですよ。

だから、国が乗り出してでも保存をさせるということを打ち出しているんだという風に考えてます。で、視察をしたと、視察を行ったということですけど、これが市民に対して説明をしたことになるんでしょうか。

■市民文化スポーツ局長

市民の方々に現地にお集まりいただいて、学员から解説をして見ていただいた、現物を見ていただいたっていうことですので、説明の1つになると我々は理解しております。以上です。

○山内議員

もう当局がゆう、いつも言うね、自治会に説明しておりますと。自治会、誰も聞いてません。

市民に対して報告をするかということに関して、自治会も知らない、市民も知らない人の方が多いわけです。で、こうしたことを踏まえた上で、これ市長も本意じゃないんじゃないかなど。

■議長

時間がなくなりました。

○山内議員

終わります。